

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月6日提出
【計算期間】	第39特定期間(自 2024年11月8日至 2025年5月7日)
【ファンド名】	グローバル株式インカム（毎月決算型）
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。信託金の限度額は、3,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

## 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり
	年12回(毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		中南米	ファンド・ オブ・ファン ズ	なし
資産複合		アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

#### 該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、株式 (一般*)に投資する。 *一般とは、大型株 <sup>*1</sup> 、中小型株 <sup>*2</sup> 属性にあてはまらない 全てのものをいう。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算 する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収 益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファン ド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資 対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わ ない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載が ないものをいう。

\*1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載  
があるものをいう。

\*2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記  
載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無  
を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームペー  
ジ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**特色 1** 世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

- ◆ 主として割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
- ◆ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。



## 特色2 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。

- ◆ 原則として、取得時においてS&P社もしくはMoody's社による投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。

※格付けを有しない企業にも投資を行う場合があります。

- ◆ 信用力が高いと考えられる企業へ投資することで、ファンドの安全性を高め、安定的な収益の獲得を目指します。一般的に、信用力の高い企業は良好な財務体質を有していると考えられます。

※あくまでも一般的な傾向であり、実際は異なる場合があります。



格付けが高い企業の倒産リスクは低いと考えられますが、当該企業の発行する株式そのものの元本安全性等を表すものではありません。当該格付けは企業の債務履行能力(信用度)を評価するものであり、当該企業の発行する株式に対する評価ではありません。

- ◆ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ◆ UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

UBSアセット・マネジメント株式会社は、グローバルな総合金融サービス・グループであるUBSグループの資産運用部門の日本拠点です。

### 好配当銘柄の特性

- ◆ 一般的に、財務体質、収益性に優れ、株主還元積極的に企業と考えられます。
- ◆ 株価下落局面で、その配当利回りが債券や預貯金の利回りとの比較感から魅力的な投資対象として見直される場合があります。(株価の下支え効果)



※あくまでも一般的な傾向・イメージであり、実際は異なる場合があります。

### 特色3

## 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

### 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ◆ 原則として安定した分配を継続することを目指します。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

- ◆ 基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

### 収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



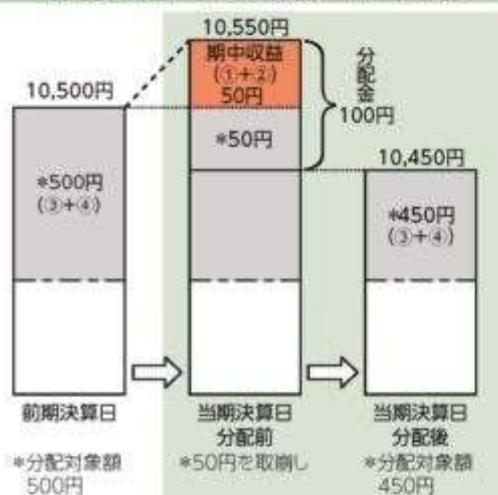
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

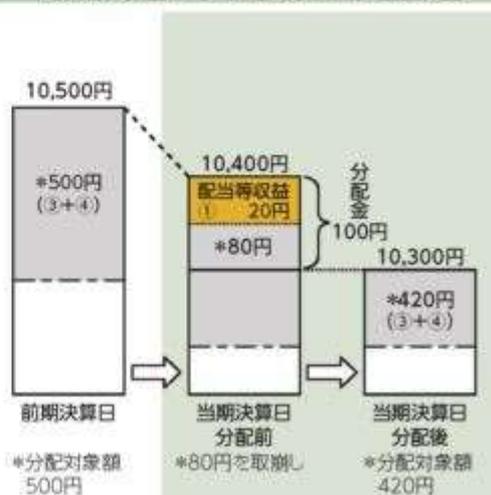
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



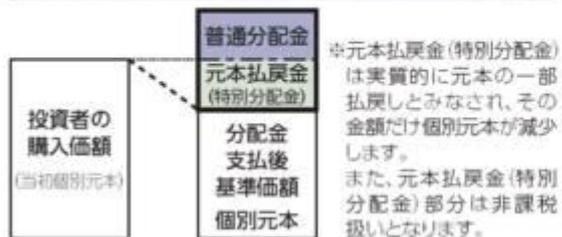
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

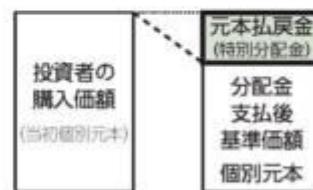
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



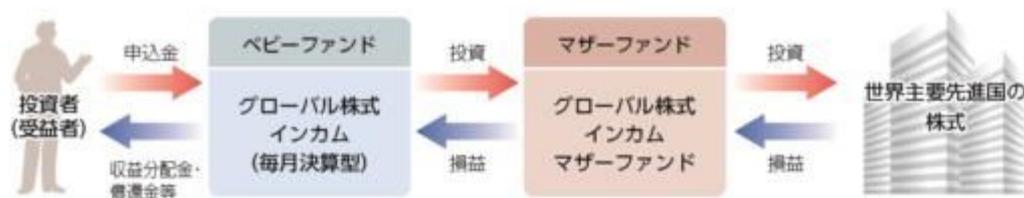
#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

1 当ファンドおよび「グローバル株式インカム(年1回決算型)」・「グローバル株式インカム(3ヵ月決算型) 予想分配金提示型」の間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより換金をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、換金代金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

## ■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
株式への投資	株式への実質投資は、制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資	同一銘柄の株式への実質投資は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

- 2005年11月11日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	
投資 損益		
マザーファンド		
投資 損益		
有価証券等		

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2025年5月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更  
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### 基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 投資態度

- a．マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b．マザーファンド受益証券を通じて、主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
- c．株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e．資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

### （２）【投資対象】

グローバル株式インカム マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限 < 信託約款に定められた投資制限 > の ないし に定めるものに限り、）に係る権利
- c．約束手形
- d．金銭債権

#### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- j．コマーシャル・ペーパー
  - k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からk．までの証券または証書の性質を有するもの
  - m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - t．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - u．外国の者に対する権利でt．の有価証券の性質を有するもの
- なお、a．の証券または証書、l．およびq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券ならびにl．、n．およびq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

#### 特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引
- c．金利先渡取引および為替先渡取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## 3. 投資制限

(1) 株式への投資は、制限を設けません。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

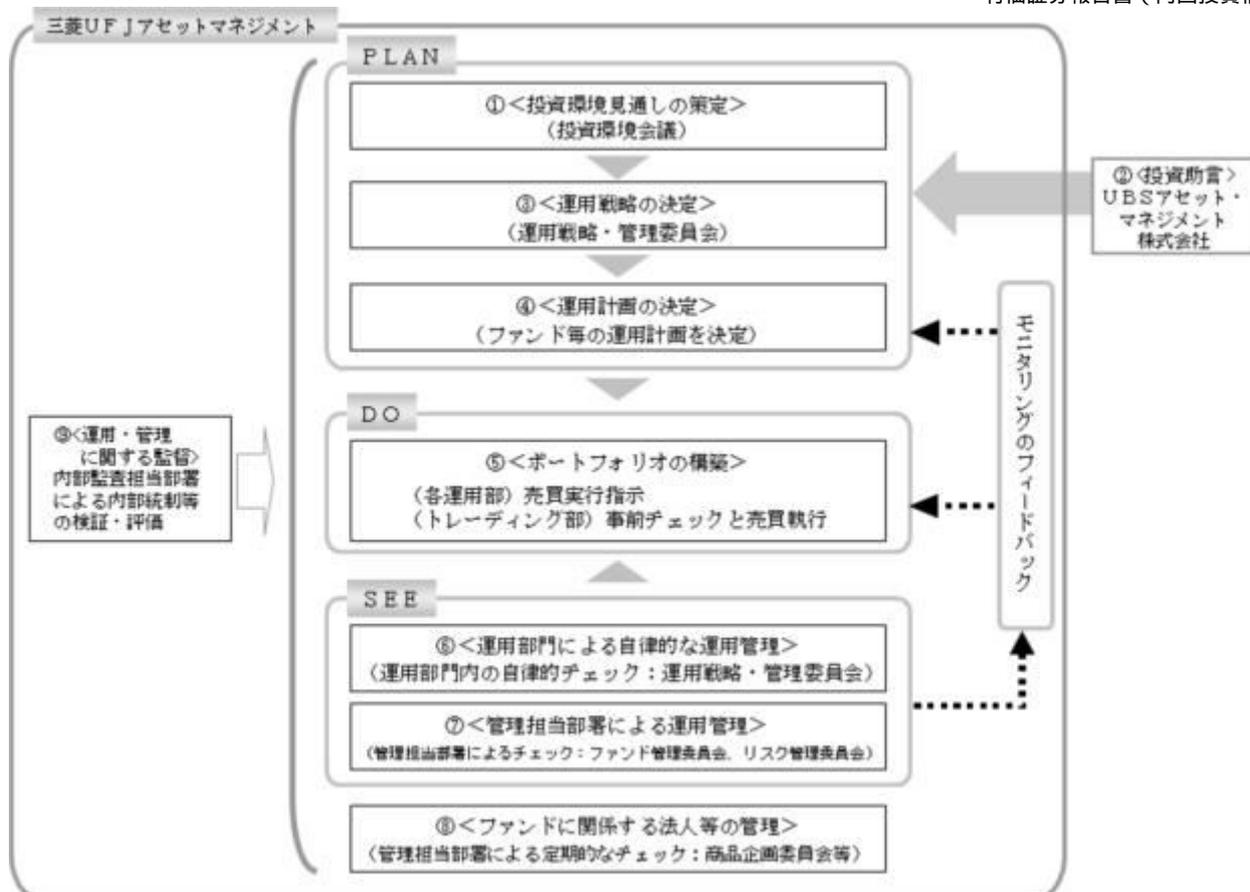
(9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(11) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

以上

### (3) 【運用体制】



### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

### 投資助言

当ファンドは、UBSアセット・マネジメント株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

### ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示さ

れます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 [https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎月7日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。なお、原則として安定した分配を継続して行うことを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

##### a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

##### b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

##### c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

##### 収益分配金の交付

##### a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

##### b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

##### 収益の分配方式

##### a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備

備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (5) 【投資制限】

##### < 信託約款に定められた投資制限 >

###### マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

###### 株式への投資

株式への実質投資は、制限を設けません。

###### 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

###### 新株引受権証券等への投資

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

###### 投資信託証券への投資

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

###### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

###### 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

###### 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額

をいいます。

#### 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - (b) 株式分割により取得する株券
  - (c) 有償増資により取得する株券
  - (d) 売出しにより取得する株券
  - (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
  - (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（e）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。

以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいま

- す。
- d．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- （a）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- （b）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す

る契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みません。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

#### 外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 21 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### <その他法令等に定められた投資制限>

- 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

## 3【投資リスク】

### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

#### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

#### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

#### カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- e. ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率  
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞくコース)が

あり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

#### （２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.15%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

#### （３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.2870%（税抜1.1700%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.6000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0700%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

#### （４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとし、

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

#### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。・申告分離課税を選択することもできます。

#### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**(参考情報)ファンドの総経費率**

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年11月8日～2025年5月7日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.32%	1.29%	0.03%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

**5【運用状況】****【グローバル株式インカム（毎月決算型）】****(1)【投資状況】**

2025年 5月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,699,117,146	99.10
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		42,910,320	0.90
純資産総額		4,742,027,466	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】****a 評価額上位30銘柄**

2025年 5月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インカム マザーファンド	813,826,769	5.4551	4,439,568,028	5.7741	4,699,117,146	99.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

**b 全銘柄の種類/業種別投資比率**

2025年 5月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.10
合計	99.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第115計算期間末日 (2015年 6月 8日)	7,792,580,343	7,802,147,467	8,145	8,155
第116計算期間末日 (2015年 7月 7日)	7,267,625,238	7,276,949,932	7,794	7,804
第117計算期間末日 (2015年 8月 7日)	7,359,444,220	7,368,617,983	8,022	8,032
第118計算期間末日 (2015年 9月 7日)	6,234,786,565	6,243,804,477	6,914	6,924
第119計算期間末日 (2015年10月 7日)	6,441,261,106	6,450,140,286	7,254	7,264
第120計算期間末日 (2015年11月 9日)	6,757,161,984	6,765,901,801	7,731	7,741
第121計算期間末日 (2015年12月 7日)	6,607,605,961	6,616,234,342	7,658	7,668
第122計算期間末日 (2016年 1月 7日)	5,964,858,241	5,973,355,359	7,020	7,030
第123計算期間末日 (2016年 2月 8日)	5,604,565,241	5,612,997,871	6,646	6,656
第124計算期間末日 (2016年 3月 7日)	5,676,755,179	5,685,150,875	6,762	6,772
第125計算期間末日 (2016年 4月 7日)	5,495,397,707	5,503,729,369	6,596	6,606
第126計算期間末日 (2016年 5月 9日)	5,413,908,228	5,422,204,868	6,525	6,535
第127計算期間末日 (2016年 6月 7日)	5,478,105,575	5,486,349,959	6,645	6,655
第128計算期間末日 (2016年 7月 7日)	4,949,107,583	4,957,279,566	6,056	6,066
第129計算期間末日 (2016年 8月 8日)	5,203,667,960	5,211,791,565	6,406	6,416
第130計算期間末日 (2016年 9月 7日)	5,261,198,556	5,269,256,828	6,529	6,539
第131計算期間末日 (2016年10月 7日)	5,237,429,580	5,245,409,866	6,563	6,573
第132計算期間末日 (2016年11月 7日)	4,617,559,908	4,624,738,315	6,433	6,443
第133計算期間末日 (2016年12月 7日)	5,123,265,167	5,130,349,729	7,232	7,242
第134計算期間末日 (2017年 1月10日)	5,258,188,760	5,265,147,050	7,557	7,567
第135計算期間末日 (2017年 2月 7日)	4,976,321,280	4,983,091,261	7,351	7,361
第136計算期間末日 (2017年 3月 7日)	5,026,283,883	5,032,832,121	7,676	7,686
第137計算期間末日 (2017年 4月 7日)	4,790,946,943	4,797,360,591	7,470	7,480
第138計算期間末日 (2017年 5月 8日)	4,976,163,428	4,982,543,733	7,799	7,809
第139計算期間末日 (2017年 6月 7日)	4,743,310,336	4,749,437,665	7,741	7,751
第140計算期間末日 (2017年 7月 7日)	4,734,946,285	4,740,917,800	7,929	7,939
第141計算期間末日 (2017年 8月 7日)	4,651,219,827	4,657,071,136	7,949	7,959
第142計算期間末日 (2017年 9月 7日)	4,494,270,705	4,500,014,927	7,824	7,834
第143計算期間末日 (2017年10月10日)	4,620,581,589	4,626,116,497	8,348	8,358
第144計算期間末日 (2017年11月 7日)	4,539,247,134	4,544,594,100	8,489	8,499
第145計算期間末日 (2017年12月 7日)	4,377,374,694	4,382,571,190	8,424	8,434
第146計算期間末日 (2018年 1月 9日)	4,442,715,504	4,447,720,692	8,876	8,886
第147計算期間末日 (2018年 2月 7日)	4,041,675,652	4,046,531,351	8,324	8,334
第148計算期間末日 (2018年 3月 7日)	3,883,460,099	3,888,263,650	8,085	8,095
第149計算期間末日 (2018年 4月 9日)	3,830,515,655	3,835,274,120	8,050	8,060

第150計算期間末日	(2018年 5月 7日)	3,875,729,365	3,880,428,206	8,248	8,258
第151計算期間末日	(2018年 6月 7日)	3,900,087,851	3,904,701,983	8,452	8,462
第152計算期間末日	(2018年 7月 9日)	3,817,524,065	3,822,086,199	8,368	8,378
第153計算期間末日	(2018年 8月 7日)	3,860,882,206	3,865,388,783	8,567	8,577
第154計算期間末日	(2018年 9月 7日)	3,684,704,870	3,689,150,258	8,289	8,299
第155計算期間末日	(2018年10月 9日)	3,702,607,352	3,706,972,852	8,482	8,492
第156計算期間末日	(2018年11月 7日)	3,611,590,447	3,615,942,075	8,299	8,309
第157計算期間末日	(2018年12月 7日)	3,445,988,682	3,450,311,314	7,972	7,982
第158計算期間末日	(2019年 1月 7日)	3,176,791,917	3,181,084,221	7,401	7,411
第159計算期間末日	(2019年 2月 7日)	3,432,380,553	3,436,670,416	8,001	8,011
第160計算期間末日	(2019年 3月 7日)	3,480,017,293	3,484,246,177	8,229	8,239
第161計算期間末日	(2019年 4月 8日)	3,557,992,545	3,562,174,528	8,508	8,518
第162計算期間末日	(2019年 5月 7日)	3,512,580,349	3,516,686,901	8,554	8,564
第163計算期間末日	(2019年 6月 7日)	3,306,002,553	3,310,069,426	8,129	8,139
第164計算期間末日	(2019年 7月 8日)	3,436,396,333	3,440,427,540	8,524	8,534
第165計算期間末日	(2019年 8月 7日)	3,100,479,399	3,104,418,511	7,871	7,881
第166計算期間末日	(2019年 9月 9日)	3,191,153,878	3,195,058,626	8,172	8,182
第167計算期間末日	(2019年10月 7日)	3,106,989,343	3,110,836,416	8,076	8,086
第168計算期間末日	(2019年11月 7日)	3,311,248,920	3,315,046,501	8,719	8,729
第169計算期間末日	(2019年12月 9日)	3,286,718,284	3,290,415,157	8,891	8,901
第170計算期間末日	(2020年 1月 7日)	3,251,016,029	3,254,589,135	9,099	9,109
第171計算期間末日	(2020年 2月 7日)	3,222,198,420	3,225,690,815	9,226	9,236
第172計算期間末日	(2020年 3月 9日)	2,544,644,438	2,548,055,695	7,460	7,470
第173計算期間末日	(2020年 4月 7日)	2,321,842,677	2,325,196,810	6,922	6,932
第174計算期間末日	(2020年 5月 7日)	2,337,124,950	2,340,453,075	7,022	7,032
第175計算期間末日	(2020年 6月 8日)	2,703,141,437	2,706,464,228	8,135	8,145
第176計算期間末日	(2020年 7月 7日)	2,573,330,719	2,576,635,700	7,786	7,796
第177計算期間末日	(2020年 8月 7日)	2,551,016,986	2,554,294,950	7,782	7,792
第178計算期間末日	(2020年 9月 7日)	2,596,382,885	2,599,642,409	7,966	7,976
第179計算期間末日	(2020年10月 7日)	2,518,516,660	2,521,726,123	7,847	7,857
第180計算期間末日	(2020年11月 9日)	2,519,634,383	2,522,827,662	7,890	7,900
第181計算期間末日	(2020年12月 7日)	2,677,946,794	2,681,030,375	8,685	8,695
第182計算期間末日	(2021年 1月 7日)	2,726,488,823	2,729,513,864	9,013	9,023
第183計算期間末日	(2021年 2月 8日)	2,722,025,398	2,724,907,730	9,444	9,454
第184計算期間末日	(2021年 3月 8日)	2,764,288,991	2,767,115,479	9,780	9,790
第185計算期間末日	(2021年 4月 7日)	2,897,303,341	2,900,091,779	10,390	10,400
第186計算期間末日	(2021年 5月 7日)	2,920,337,009	2,923,095,890	10,585	10,595
第187計算期間末日	(2021年 6月 7日)	2,975,722,343	2,978,457,332	10,880	10,890
第188計算期間末日	(2021年 7月 7日)	2,903,404,507	2,906,098,832	10,776	10,786
第189計算期間末日	(2021年 8月10日)	2,929,400,518	2,932,065,806	10,991	11,001
第190計算期間末日	(2021年 9月 7日)	2,896,646,975	2,925,445,400	11,064	11,174
第191計算期間末日	(2021年10月 7日)	2,795,808,542	2,798,400,449	10,787	10,797

第192計算期間末日	(2021年11月 8日)	2,930,619,780	2,933,139,166	11,632	11,642
第193計算期間末日	(2021年12月 7日)	2,733,350,253	2,785,410,125	11,026	11,236
第194計算期間末日	(2022年 1月 7日)	2,896,936,667	2,899,400,392	11,758	11,768
第195計算期間末日	(2022年 2月 7日)	2,826,533,894	2,828,982,694	11,543	11,553
第196計算期間末日	(2022年 3月 7日)	2,666,904,772	2,669,347,273	10,919	10,929
第197計算期間末日	(2022年 4月 7日)	2,889,432,473	2,964,679,201	11,904	12,214
第198計算期間末日	(2022年 5月 9日)	2,914,350,227	2,916,771,440	12,037	12,047
第199計算期間末日	(2022年 6月 7日)	2,960,786,515	2,963,185,472	12,342	12,352
第200計算期間末日	(2022年 7月 7日)	2,695,278,787	2,769,507,612	11,256	11,566
第201計算期間末日	(2022年 8月 8日)	2,839,716,252	2,842,112,652	11,850	11,860
第202計算期間末日	(2022年 9月 7日)	2,882,877,177	2,885,271,907	12,038	12,048
第203計算期間末日	(2022年10月 7日)	2,776,414,812	2,850,452,191	11,625	11,935
第204計算期間末日	(2022年11月 7日)	2,980,572,984	2,982,971,928	12,425	12,435
第205計算期間末日	(2022年12月 7日)	2,961,059,641	2,963,469,196	12,289	12,299
第206計算期間末日	(2023年 1月10日)	2,790,203,361	2,864,841,481	11,589	11,899
第207計算期間末日	(2023年 2月 7日)	2,871,748,528	2,874,184,156	11,791	11,801
第208計算期間末日	(2023年 3月 7日)	2,951,055,489	2,953,488,988	12,127	12,137
第209計算期間末日	(2023年 4月 7日)	2,826,677,814	2,903,060,689	11,472	11,782
第210計算期間末日	(2023年 5月 8日)	2,959,667,253	2,962,143,085	11,954	11,964
第211計算期間末日	(2023年 6月 7日)	3,153,221,448	3,155,776,096	12,343	12,353
第212計算期間末日	(2023年 7月 7日)	3,244,656,008	3,324,270,285	12,634	12,944
第213計算期間末日	(2023年 8月 7日)	3,336,032,035	3,338,613,674	12,922	12,932
第214計算期間末日	(2023年 9月 7日)	3,448,478,713	3,451,081,013	13,252	13,262
第215計算期間末日	(2023年10月10日)	3,469,233,210	3,554,186,252	12,659	12,969
第216計算期間末日	(2023年11月 7日)	3,858,078,990	3,861,061,105	12,937	12,947
第217計算期間末日	(2023年12月 7日)	3,956,824,350	3,959,828,719	13,170	13,180
第218計算期間末日	(2024年 1月 9日)	4,123,771,493	4,219,836,847	13,307	13,617
第219計算期間末日	(2024年 2月 7日)	4,350,409,544	4,353,566,710	13,779	13,789
第220計算期間末日	(2024年 3月 7日)	4,576,651,766	4,579,821,091	14,440	14,450
第221計算期間末日	(2024年 4月 8日)	4,669,641,630	4,768,972,801	14,573	14,883
第222計算期間末日	(2024年 5月 7日)	4,710,976,247	4,714,193,210	14,644	14,654
第223計算期間末日	(2024年 6月 7日)	4,891,735,921	4,894,981,247	15,073	15,083
第224計算期間末日	(2024年 7月 8日)	5,063,727,412	5,165,656,004	15,401	15,711
第225計算期間末日	(2024年 8月 7日)	4,513,975,702	4,517,283,634	13,646	13,656
第226計算期間末日	(2024年 9月 9日)	4,585,461,326	4,588,775,508	13,836	13,846
第227計算期間末日	(2024年10月 7日)	4,860,859,828	4,963,394,785	14,696	15,006
第228計算期間末日	(2024年11月 7日)	4,994,278,032	4,997,577,367	15,137	15,147
第229計算期間末日	(2024年12月 9日)	4,878,241,171	4,881,537,123	14,801	14,811
第230計算期間末日	(2025年 1月 7日)	4,903,834,857	5,004,874,090	15,046	15,356
第231計算期間末日	(2025年 2月 7日)	4,973,436,795	4,976,746,188	15,028	15,038
第232計算期間末日	(2025年 3月 7日)	4,700,131,853	4,703,429,034	14,255	14,265
第233計算期間末日	(2025年 4月 7日)	4,054,829,635	4,158,601,772	12,113	12,423

第234計算期間末日	(2025年 5月 7日)	4,431,504,091	4,434,870,186	13,165	13,175
	2024年 5月末日	4,873,300,603		15,056	
	6月末日	5,070,787,924		15,500	
	7月末日	4,899,566,180		14,812	
	8月末日	4,790,017,393		14,455	
	9月末日	4,798,452,158		14,528	
	10月末日	4,926,096,413		14,944	
	11月末日	4,876,942,251		14,781	
	12月末日	5,037,629,381		15,438	
	2025年 1月末日	5,005,496,864		15,230	
	2月末日	4,805,562,524		14,576	
	3月末日	4,650,893,337		14,028	
	4月末日	4,356,131,318		12,961	
	5月末日	4,742,027,466		13,924	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第115計算期間	10円
第116計算期間	10円
第117計算期間	10円
第118計算期間	10円
第119計算期間	10円
第120計算期間	10円
第121計算期間	10円
第122計算期間	10円
第123計算期間	10円
第124計算期間	10円
第125計算期間	10円
第126計算期間	10円
第127計算期間	10円
第128計算期間	10円
第129計算期間	10円
第130計算期間	10円
第131計算期間	10円
第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	10円
第138計算期間	10円
第139計算期間	10円

第140計算期間	10円
第141計算期間	10円
第142計算期間	10円
第143計算期間	10円
第144計算期間	10円
第145計算期間	10円
第146計算期間	10円
第147計算期間	10円
第148計算期間	10円
第149計算期間	10円
第150計算期間	10円
第151計算期間	10円
第152計算期間	10円
第153計算期間	10円
第154計算期間	10円
第155計算期間	10円
第156計算期間	10円
第157計算期間	10円
第158計算期間	10円
第159計算期間	10円
第160計算期間	10円
第161計算期間	10円
第162計算期間	10円
第163計算期間	10円
第164計算期間	10円
第165計算期間	10円
第166計算期間	10円
第167計算期間	10円
第168計算期間	10円
第169計算期間	10円
第170計算期間	10円
第171計算期間	10円
第172計算期間	10円
第173計算期間	10円
第174計算期間	10円
第175計算期間	10円
第176計算期間	10円
第177計算期間	10円
第178計算期間	10円
第179計算期間	10円
第180計算期間	10円
第181計算期間	10円

第182計算期間	10円
第183計算期間	10円
第184計算期間	10円
第185計算期間	10円
第186計算期間	10円
第187計算期間	10円
第188計算期間	10円
第189計算期間	10円
第190計算期間	110円
第191計算期間	10円
第192計算期間	10円
第193計算期間	210円
第194計算期間	10円
第195計算期間	10円
第196計算期間	10円
第197計算期間	310円
第198計算期間	10円
第199計算期間	10円
第200計算期間	310円
第201計算期間	10円
第202計算期間	10円
第203計算期間	310円
第204計算期間	10円
第205計算期間	10円
第206計算期間	310円
第207計算期間	10円
第208計算期間	10円
第209計算期間	310円
第210計算期間	10円
第211計算期間	10円
第212計算期間	310円
第213計算期間	10円
第214計算期間	10円
第215計算期間	310円
第216計算期間	10円
第217計算期間	10円
第218計算期間	310円
第219計算期間	10円
第220計算期間	10円
第221計算期間	310円
第222計算期間	10円
第223計算期間	10円

第224計算期間	310円
第225計算期間	10円
第226計算期間	10円
第227計算期間	310円
第228計算期間	10円
第229計算期間	10円
第230計算期間	310円
第231計算期間	10円
第232計算期間	10円
第233計算期間	310円
第234計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第115計算期間	4.13
第116計算期間	4.18
第117計算期間	3.05
第118計算期間	13.68
第119計算期間	5.06
第120計算期間	6.71
第121計算期間	0.81
第122計算期間	8.20
第123計算期間	5.18
第124計算期間	1.89
第125計算期間	2.30
第126計算期間	0.92
第127計算期間	1.99
第128計算期間	8.71
第129計算期間	5.94
第130計算期間	2.07
第131計算期間	0.67
第132計算期間	1.82
第133計算期間	12.57
第134計算期間	4.63
第135計算期間	2.59
第136計算期間	4.55
第137計算期間	2.55
第138計算期間	4.53
第139計算期間	0.61
第140計算期間	2.55
第141計算期間	0.37
第142計算期間	1.44

第143計算期間	6.82
第144計算期間	1.80
第145計算期間	0.64
第146計算期間	5.48
第147計算期間	6.10
第148計算期間	2.75
第149計算期間	0.30
第150計算期間	2.58
第151計算期間	2.59
第152計算期間	0.87
第153計算期間	2.49
第154計算期間	3.12
第155計算期間	2.44
第156計算期間	2.03
第157計算期間	3.81
第158計算期間	7.03
第159計算期間	8.24
第160計算期間	2.97
第161計算期間	3.51
第162計算期間	0.65
第163計算期間	4.85
第164計算期間	4.98
第165計算期間	7.54
第166計算期間	3.95
第167計算期間	1.05
第168計算期間	8.08
第169計算期間	2.08
第170計算期間	2.45
第171計算期間	1.50
第172計算期間	19.03
第173計算期間	7.07
第174計算期間	1.58
第175計算期間	15.99
第176計算期間	4.16
第177計算期間	0.07
第178計算期間	2.49
第179計算期間	1.36
第180計算期間	0.67
第181計算期間	10.20
第182計算期間	3.89
第183計算期間	4.89
第184計算期間	3.66

第185計算期間	6.33
第186計算期間	1.97
第187計算期間	2.88
第188計算期間	0.86
第189計算期間	2.08
第190計算期間	1.66
第191計算期間	2.41
第192計算期間	7.92
第193計算期間	3.40
第194計算期間	6.72
第195計算期間	1.74
第196計算期間	5.31
第197計算期間	11.86
第198計算期間	1.20
第199計算期間	2.61
第200計算期間	6.28
第201計算期間	5.36
第202計算期間	1.67
第203計算期間	0.85
第204計算期間	6.96
第205計算期間	1.01
第206計算期間	3.17
第207計算期間	1.82
第208計算期間	2.93
第209計算期間	2.84
第210計算期間	4.28
第211計算期間	3.33
第212計算期間	4.86
第213計算期間	2.35
第214計算期間	2.63
第215計算期間	2.13
第216計算期間	2.27
第217計算期間	1.87
第218計算期間	3.39
第219計算期間	3.62
第220計算期間	4.86
第221計算期間	3.06
第222計算期間	0.55
第223計算期間	2.99
第224計算期間	4.23
第225計算期間	11.33
第226計算期間	1.46

第227計算期間	8.45
第228計算期間	3.06
第229計算期間	2.15
第230計算期間	3.74
第231計算期間	0.05
第232計算期間	5.07
第233計算期間	12.85
第234計算期間	8.76

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額)を控除した額を当該基準価額(分配の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第115計算期間	28,944,280	327,480,343	9,567,124,929
第116計算期間	23,044,474	265,474,518	9,324,694,885
第117計算期間	14,513,582	165,444,954	9,173,763,513
第118計算期間	16,397,333	172,248,817	9,017,912,029
第119計算期間	8,584,097	147,315,346	8,879,180,780
第120計算期間	7,587,883	146,951,661	8,739,817,002
第121計算期間	10,637,519	122,073,061	8,628,381,460
第122計算期間	14,891,499	146,154,679	8,497,118,280
第123計算期間	11,856,465	76,344,727	8,432,630,018
第124計算期間	8,489,440	45,423,200	8,395,696,258
第125計算期間	9,148,680	73,182,564	8,331,662,374
第126計算期間	4,314,676	39,336,626	8,296,640,424
第127計算期間	8,849,519	61,105,431	8,244,384,512
第128計算期間	15,955,789	88,356,511	8,171,983,790
第129計算期間	5,803,387	54,181,200	8,123,605,977
第130計算期間	8,137,172	73,470,929	8,058,272,220
第131計算期間	4,779,134	82,764,717	7,980,286,637
第132計算期間	3,966,987	805,845,630	7,178,407,994
第133計算期間	4,609,191	98,454,440	7,084,562,745
第134計算期間	78,611,109	204,883,354	6,958,290,500
第135計算期間	24,593,720	212,902,821	6,769,981,399
第136計算期間	4,100,694	225,843,188	6,548,238,905
第137計算期間	3,969,760	138,560,644	6,413,648,021
第138計算期間	32,198,177	65,540,376	6,380,305,822
第139計算期間	7,834,625	260,810,676	6,127,329,771
第140計算期間	7,150,315	162,964,655	5,971,515,431
第141計算期間	5,496,369	125,702,011	5,851,309,789
第142計算期間	3,689,152	110,776,797	5,744,222,144
第143計算期間	10,178,029	219,491,297	5,534,908,876
第144計算期間	10,307,771	198,249,912	5,346,966,735

第145計算期間	3,690,516	154,161,055	5,196,496,196
第146計算期間	2,963,235	194,271,096	5,005,188,335
第147計算期間	9,896,262	159,384,724	4,855,699,873
第148計算期間	4,509,976	56,658,838	4,803,551,011
第149計算期間	3,624,795	48,710,149	4,758,465,657
第150計算期間	2,425,274	62,049,700	4,698,841,231
第151計算期間	3,521,569	88,229,873	4,614,132,927
第152計算期間	3,699,475	55,697,919	4,562,134,483
第153計算期間	4,025,916	59,583,085	4,506,577,314
第154計算期間	3,349,438	64,538,614	4,445,388,138
第155計算期間	6,027,886	85,915,283	4,365,500,741
第156計算期間	15,298,461	29,170,610	4,351,628,592
第157計算期間	2,733,648	31,729,785	4,322,632,455
第158計算期間	3,088,148	33,415,688	4,292,304,915
第159計算期間	5,055,048	7,496,581	4,289,863,382
第160計算期間	3,354,308	64,332,741	4,228,884,949
第161計算期間	3,465,410	50,366,561	4,181,983,798
第162計算期間	2,039,291	77,470,172	4,106,552,917
第163計算期間	3,039,554	42,718,947	4,066,873,524
第164計算期間	3,298,149	38,964,399	4,031,207,274
第165計算期間	3,780,571	95,874,934	3,939,112,911
第166計算期間	2,721,297	37,085,939	3,904,748,269
第167計算期間	2,457,360	60,132,346	3,847,073,283
第168計算期間	2,508,081	52,000,177	3,797,581,187
第169計算期間	2,653,968	103,361,910	3,696,873,245
第170計算期間	1,733,682	125,500,684	3,573,106,243
第171計算期間	4,295,623	85,005,991	3,492,395,875
第172計算期間	3,189,240	84,328,109	3,411,257,006
第173計算期間	10,637,376	67,761,169	3,354,133,213
第174計算期間	2,508,574	28,516,398	3,328,125,389
第175計算期間	3,124,973	8,458,878	3,322,791,484
第176計算期間	9,049,743	26,859,722	3,304,981,505
第177計算期間	2,644,503	29,661,045	3,277,964,963
第178計算期間	2,364,340	20,805,274	3,259,524,029
第179計算期間	3,550,500	53,610,648	3,209,463,881
第180計算期間	4,974,538	21,158,796	3,193,279,623
第181計算期間	2,565,936	112,264,042	3,083,581,517
第182計算期間	3,848,381	62,388,810	3,025,041,088
第183計算期間	2,338,550	145,047,377	2,882,332,261
第184計算期間	3,097,036	58,941,155	2,826,488,142
第185計算期間	2,665,995	40,715,707	2,788,438,430
第186計算期間	3,600,123	33,157,424	2,758,881,129

第187計算期間	13,621,933	37,513,983	2,734,989,079
第188計算期間	2,690,824	43,354,579	2,694,325,324
第189計算期間	7,738,823	36,775,545	2,665,288,602
第190計算期間	2,094,735	49,344,686	2,618,038,651
第191計算期間	7,703,197	33,834,254	2,591,907,594
第192計算期間	2,283,350	74,804,250	2,519,386,694
第193計算期間	2,448,243	42,793,385	2,479,041,552
第194計算期間	11,495,776	26,812,233	2,463,725,095
第195計算期間	2,487,700	17,412,785	2,448,800,010
第196計算期間	4,079,141	10,378,150	2,442,501,001
第197計算期間	4,006,598	19,193,775	2,427,313,824
第198計算期間	17,466,451	23,566,781	2,421,213,494
第199計算期間	5,331,638	27,587,268	2,398,957,864
第200計算期間	11,124,366	15,603,987	2,394,478,243
第201計算期間	20,282,885	18,360,307	2,396,400,821
第202計算期間	6,496,328	8,166,445	2,394,730,704
第203計算期間	6,395,569	12,823,716	2,388,302,557
第204計算期間	18,398,490	7,756,152	2,398,944,895
第205計算期間	21,861,055	11,250,321	2,409,555,629
第206計算期間	14,511,196	16,385,518	2,407,681,307
第207計算期間	34,915,816	6,968,657	2,435,628,466
第208計算期間	18,973,433	21,102,205	2,433,499,694
第209計算期間	43,307,715	12,843,690	2,463,963,719
第210計算期間	35,752,005	23,882,982	2,475,832,742
第211計算期間	104,501,715	25,685,718	2,554,648,739
第212計算期間	59,577,824	46,024,073	2,568,202,490
第213計算期間	51,277,982	37,840,543	2,581,639,929
第214計算期間	43,362,243	22,701,700	2,602,300,472
第215計算期間	152,658,106	14,537,848	2,740,420,730
第216計算期間	303,793,731	62,098,608	2,982,115,853
第217計算期間	74,230,696	51,977,033	3,004,369,516
第218計算期間	128,477,003	33,964,110	3,098,882,409
第219計算期間	103,953,563	45,669,466	3,157,166,506
第220計算期間	75,837,383	63,677,946	3,169,325,943
第221計算期間	74,905,325	39,999,932	3,204,231,336
第222計算期間	43,733,628	31,001,452	3,216,963,512
第223計算期間	54,774,819	26,412,172	3,245,326,159
第224計算期間	57,508,777	14,815,830	3,288,019,106
第225計算期間	53,452,546	33,539,596	3,307,932,056
第226計算期間	21,769,140	15,518,661	3,314,182,535
第227計算期間	11,507,253	18,110,510	3,307,579,278
第228計算期間	35,648,378	43,892,427	3,299,335,229

第229計算期間	18,088,459	21,471,289	3,295,952,399
第230計算期間	10,970,655	47,592,940	3,259,330,114
第231計算期間	62,003,503	11,940,442	3,309,393,175
第232計算期間	11,909,576	24,121,104	3,297,181,647
第233計算期間	67,011,036	16,704,365	3,347,488,318
第234計算期間	32,671,382	14,064,352	3,366,095,348

(参考)

グローバル株式インカム マザーファンド

投資状況

2025年 5月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	52,179,276,152	61.51
	イギリス	7,938,955,509	9.36
	日本	6,276,553,560	7.40
	スイス	2,933,220,365	3.46
	オランダ	2,510,435,177	2.96
	アイルランド	1,930,642,415	2.28
	オーストリア	1,784,748,059	2.10
	スペイン	1,113,250,769	1.31
	ドイツ	1,107,266,317	1.31
	フランス	1,058,650,305	1.25
	カナダ	1,013,899,054	1.20
	ノルウェー	945,968,414	1.12
	香港	895,886,992	1.06
	小計	81,688,753,088	96.30
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,141,931,610	3.70
純資産総額		84,830,684,698	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2025年 5月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造装 置	194,605	28,965.32	5,636,798,030	34,812.22	6,774,632,832	7.99
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービ ス	65,462	62,450.91	4,088,161,826	65,990.29	4,319,856,469	5.09
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	296,025	8,443.01	2,499,342,170	8,671.04	2,566,846,066	3.03

アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	365,116	6,830.39	2,493,886,851	6,884.17	2,513,524,082	2.96
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	97,444	24,998.10	2,435,915,091	25,590.15	2,493,607,249	2.94
イギリス	株式	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	保険	4,521,453	465.54	2,104,943,298	479.08	2,166,174,597	2.55
アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESSING	商業・専門サービス	45,536	43,865.11	1,997,441,665	46,631.14	2,123,395,791	2.50
アメリカ	株式	SEMPRA	公益事業	187,887	10,805.58	2,030,229,385	11,214.66	2,107,090,045	2.48
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	58,630	36,427.16	2,135,724,652	34,428.09	2,018,518,975	2.38
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	989,600	1,761.82	1,743,498,780	2,025.50	2,004,434,800	2.36
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	184,428	10,586.47	1,952,441,810	10,719.75	1,977,022,735	2.33
アイルランド	株式	BANK OF IRELAND GROUP PLC	銀行	973,055	1,726.63	1,680,115,544	1,984.10	1,930,642,415	2.28
オーストリア	株式	BAWAG GROUP AG	銀行	100,657	15,903.47	1,600,795,896	17,730.98	1,784,748,059	2.10
アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	168,440	9,612.93	1,619,203,426	9,925.59	1,671,866,599	1.97
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	211,900	7,300.51	1,546,979,290	7,740.00	1,640,106,000	1.93
アメリカ	株式	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	半導体・半導体製造装置	16,463	92,494.56	1,522,737,969	97,935.18	1,612,306,974	1.90
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	67,733	21,338.37	1,445,312,038	23,436.42	1,587,419,239	1.87
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	97,015	16,240.00	1,575,524,118	16,227.74	1,574,335,166	1.86
イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	395,542	3,950.46	1,562,573,579	3,921.22	1,551,008,783	1.83
イギリス	株式	GLENCORE PLC	素材	2,860,223	488.34	1,396,764,374	539.45	1,542,974,411	1.82
アメリカ	株式	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	素材	127,998	11,360.58	1,454,132,664	10,945.62	1,401,018,697	1.65
アメリカ	株式	BLACKROCK INC	金融サービス	9,876	132,014.47	1,303,774,947	140,463.15	1,387,214,152	1.64
オランダ	株式	ASR NEDERLAND NV	保険	150,533	9,290.48	1,398,524,935	9,192.63	1,383,794,774	1.63
アメリカ	株式	AGCO CORP	資本財	94,464	13,651.22	1,289,548,909	14,605.68	1,379,711,182	1.63
スイス	株式	SANDOZ GROUP AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	192,252	6,466.19	1,243,138,160	7,068.25	1,358,885,199	1.60
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	202,067	5,901.82	1,192,564,781	6,364.80	1,286,117,820	1.52
アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	74,364	15,528.96	1,154,795,666	17,252.89	1,282,993,942	1.51
アメリカ	株式	CORNING INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	174,470	6,455.69	1,126,324,878	7,187.74	1,254,045,905	1.48
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲料・タバコ	127,615	9,692.10	1,236,857,367	9,706.90	1,238,747,179	1.46
アメリカ	株式	NORFOLK SOUTHERN CORP	運輸	34,943	31,597.91	1,104,125,805	35,435.18	1,238,211,530	1.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 5月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	国内	輸送用機器	1.07
		情報・通信業	0.89
		卸売業	1.93
		銀行業	2.36
		その他金融業	1.14
	外国	エネルギー	6.99
		素材	5.19
		資本財	5.59
		商業・専門サービス	2.50
		運輸	1.46
		耐久消費財・アパレル	1.06
		メディア・娯楽	1.20
		一般消費財・サービス流通・小売り	1.31
		食品・飲料・タバコ	7.88
		ヘルスケア機器・サービス	1.33
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.12
		銀行	10.82
		金融サービス	1.64
		保険	4.18
		ソフトウェア・サービス	8.27
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.31
		電気通信サービス	2.38
		公益事業	4.45
		半導体・半導体製造装置	11.23
		小計	96.30
		合計	96.30

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

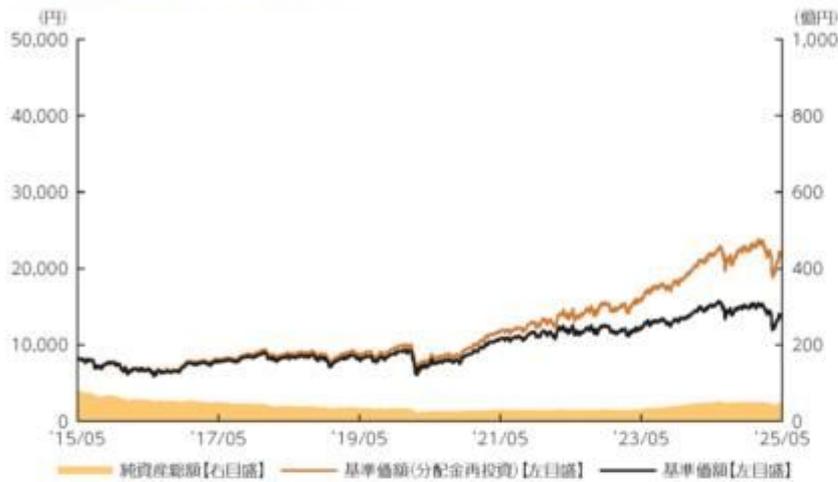
#### 参考情報



## 運用実績

2025年5月30日現在

### ■ 基準価額・純資産の推移 2015年5月29日～2025年5月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■ 基準価額・純資産

基準価額	13,924円
純資産総額	47.4億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■ 分配の推移

2025年5月	10円
2025年4月	310円
2025年3月	10円
2025年2月	10円
2025年1月	310円
2024年12月	10円
直近1年間累計	1,320円
設定来累計	10,505円

・分配金は1万円当たり、税引前

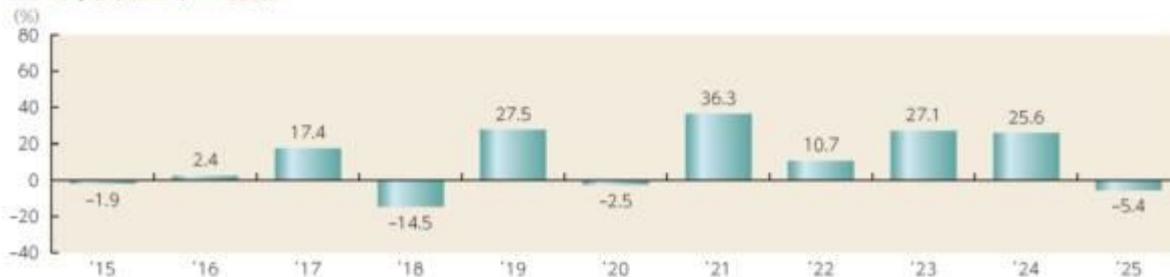
### ■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	61.5%
2 ユーロ	11.3%
3 円	10.8%
4 イギリスポンド	9.6%
5 スイスフラン	3.4%
6 カナダドル	1.2%
7 ノルウェークローネ	1.1%
8 香港ドル	1.1%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	アメリカ	7.9%
2 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	5.0%
3 WILLIAMS COS INC	エネルギー	アメリカ	3.0%
4 BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	2.9%
5 PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	アメリカ	2.9%
6 LEGAL & GENERAL GROUP PLC	保険	イギリス	2.5%
7 AUTOMATIC DATA PROCESSING	商業・専門サービス	アメリカ	2.5%
8 SEMPRA	公益事業	アメリカ	2.5%
9 T-MOBILE US INC	電気通信サービス	アメリカ	2.4%
10 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	日本	2.3%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2025年は年初から5月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

## 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

## 申込単位

販売会社が定める単位

## 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

## 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

## 申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

## 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

## 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

## 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると

きは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。

申込(販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金(解約)手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 解約単位

販売会社が定める単位

### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

### 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.15%をかけた額

### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間: 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

### 解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### （資産の評価方法）

##### ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

##### ・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

##### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

##### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

##### ・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

##### ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

##### ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

### 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### （２）【保管】

該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

無期限（2005年11月11日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

### （４）【計算期間】

毎月８日から翌月７日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

### （５）【その他】

#### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

#### 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

#### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

#### 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年5月および11月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## スイッチング

当ファンドおよび「グローバル株式インカム（年1回決算型）」・「グローバル株式インカム（3ヵ月決算型）予想分配金提示型」の間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

詳しくは販売会社にご確認ください。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### （1）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

### （2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### （3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2024年11月8日から2025年5月7日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【グローバル株式インカム（毎月決算型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 2024年11月 7日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,809,897	37,851,301
親投資信託受益証券	4,968,065,499	4,401,658,028
未収利息	216	480
流動資産合計	5,004,875,612	4,439,509,809
資産合計	5,004,875,612	4,439,509,809
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,299,335	3,366,095
未払解約金	1,901,233	105,500
未払受託者報酬	320,162	268,974
未払委託者報酬	5,031,122	4,226,734
その他未払費用	45,728	38,415
流動負債合計	10,597,580	8,005,718
負債合計	10,597,580	8,005,718
純資産の部		
元本等		
元本	3,299,335,229	3,366,095,348
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,694,942,803	1,065,408,743
（分配準備積立金）	1,402,450,064	1,236,074,481
元本等合計	4,994,278,032	4,431,504,091
純資産合計	4,994,278,032	4,431,504,091
負債純資産合計	5,004,875,612	4,439,509,809

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	2024年 5月 8日	自	2024年11月 8日
	至	2024年11月 7日	至	2025年 5月 7日
<b>営業収益</b>				
受取利息		31,246		69,654
有価証券売買等損益		405,194,332		404,967,471
営業収益合計		405,225,578		404,897,817
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		1,888,097		1,829,496
委託者報酬		29,669,986		28,749,174
その他費用		269,668		261,301
営業費用合計		31,827,751		30,839,971
営業利益又は営業損失（ ）		373,397,827		435,737,788
経常利益又は経常損失（ ）		373,397,827		435,737,788
当期純利益又は当期純損失（ ）		373,397,827		435,737,788
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,714,755		1,676,352
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,494,012,735		1,694,942,803
剰余金増加額又は欠損金減少額		117,579,880		87,792,955
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		117,579,880		87,792,955
剰余金減少額又は欠損金増加額		70,702,560		61,832,884
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		70,702,560		61,832,884
分配金		217,630,324		218,079,991
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,694,942,803		1,065,408,743

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [2024年11月7日現在]	当期 [2025年5月7日現在]
1. 期首元本額	3,216,963,512円	3,299,335,229円
期中追加設定元本額	234,660,913円	202,654,611円
期中一部解約元本額	152,289,196円	135,894,492円
2. 受益権の総数	3,299,335,229口	3,366,095,348口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年 5月 8日 至 2024年11月 7日			当期 自 2024年11月 8日 至 2025年 5月 7日		
1. 分配金の計算過程 第223期 2024年 5月 8日 2024年 6月 7日			1. 分配金の計算過程 第229期 2024年11月 8日 2024年12月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,932,716円	費用控除後の配当等収益額	A	2,430,651円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	128,023,741円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	614,856,452円	収益調整金額	C	712,609,912円
分配準備積立金額	D	1,296,660,802円	分配準備積立金額	D	1,393,403,732円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,051,473,711円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,108,444,295円
当ファンドの期末残存口数	F	3,245,326,159口	当ファンドの期末残存口数	F	3,295,952,399口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,321円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,397円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,245,326円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,295,952円
第224期 2024年 6月 8日 2024年 7月 8日			第230期 2024年12月10日 2025年 1月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,666,304円	費用控除後の配当等収益額	A	8,711,930円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	196,775,226円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	63,378,090円
収益調整金額	C	648,374,156円	収益調整金額	C	709,298,159円
分配準備積立金額	D	1,426,928,378円	分配準備積立金額	D	1,372,572,525円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,282,744,064円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,153,960,704円
当ファンドの期末残存口数	F	3,288,019,106口	当ファンドの期末残存口数	F	3,259,330,114口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,942円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,608円
1万口当たり分配金額	H	310円	1万口当たり分配金額	H	310円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	101,928,592円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	101,039,233円
第225期 2024年 7月 9日 2024年 8月 7日			第231期 2025年 1月 8日 2025年 2月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	677,074,219円	収益調整金額	C	745,724,193円
分配準備積立金額	D	1,517,086,550円	分配準備積立金額	D	1,338,763,990円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,194,160,769円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,084,488,183円
当ファンドの期末残存口数	F	3,307,932,056口	当ファンドの期末残存口数	F	3,309,393,175口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,633円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,298円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,307,932円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,309,393円
第226期 2024年 8月 8日 2024年 9月 9日			第232期 2025年 2月 8日 2025年 3月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,388,928円	費用控除後の配当等収益額	A	2,778,422円

前期 自 2024年 5月 8日 至 2024年11月 7日			当期 自 2024年11月 8日 至 2025年 5月 7日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	688,311,447円	収益調整金額	C	747,776,072円
分配準備積立金額	D	1,506,736,038円	分配準備積立金額	D	1,325,787,568円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,204,436,413円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,076,342,062円
当ファンドの期末残存口数	F	3,314,182,535口	当ファンドの期末残存口数	F	3,297,181,647口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,651円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,297円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,314,182円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,297,181円
第227期 2024年 9月10日 2024年10月 7日			第233期 2025年 3月 8日 2025年 4月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,543,808円	費用控除後の配当等収益額	A	11,706,610円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	692,208,070円	収益調整金額	C	786,233,832円
分配準備積立金額	D	1,504,585,993円	分配準備積立金額	D	1,318,608,340円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,212,337,871円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,116,548,782円
当ファンドの期末残存口数	F	3,307,579,278口	当ファンドの期末残存口数	F	3,347,488,318口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,688円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,322円
1万口当たり分配金額	H	310円	1万口当たり分配金額	H	310円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	102,534,957円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	103,772,137円
第228期 2024年10月 8日 2024年11月 7日			第234期 2025年 4月 8日 2025年 5月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,932,906円	費用控除後の配当等収益額	A	17,999,563円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,828,214円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	705,663,669円	収益調整金額	C	802,575,065円
分配準備積立金額	D	1,398,988,279円	分配準備積立金額	D	1,221,441,013円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,111,413,068円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,042,015,641円
当ファンドの期末残存口数	F	3,299,335,229口	当ファンドの期末残存口数	F	3,366,095,348口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,399円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,066円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,299,335円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,366,095円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年 5月 8日 至 2024年11月 7日	当期 自 2024年11月 8日 至 2025年 5月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 2024年11月 7日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

区分	前期 [ 2024年11月 7日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 [ 2024年11月 7日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	154,449,360	361,702,178
合計	154,449,360	361,702,178

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	前期 [ 2024年11月 7日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
1口当たり純資産額	1.5137円	1.3165円
(1万口当たり純資産額)	(15,137円)	(13,165円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル株式インカム マザーファンド	807,154,939	4,401,658,028	
合計		807,154,939	4,401,658,028	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## グローバル株式インカム マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

[ 2025年 5月 7日現在 ]

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	643,705,558
コール・ローン	1,548,797,584
株式	71,454,297,120
未収入金	13,995,208
未収配当金	357,634,655
未収利息	19,676
流動資産合計	74,018,449,801
資産合計	74,018,449,801
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	4,080,000
流動負債合計	4,080,000
負債合計	4,080,000
純資産の部	
元本等	
元本	13,572,332,511
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	60,442,037,290
元本等合計	74,014,369,801
純資産合計	74,014,369,801
負債純資産合計	74,018,449,801

### 注記表

#### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

#### （重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### （貸借対照表に関する注記）

	[2025年 5月 7日現在]
1. 期首	2024年11月 8日
期首元本額	9,784,269,636円
期中追加設定元本額	4,182,490,763円
期中一部解約元本額	394,427,888円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	687,231,251円
グローバル株式インカム（毎月決算型）	807,154,939円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）	9,886,840,183円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）	2,141,577,579円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）為替ヘッジあり	25,692,458円

	[2025年 5月 7日現在]
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）為替ヘッジあり 合計	23,836,101円 13,572,332,511円
2. 受益権の総数	13,572,332,511口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年11月 8日 至 2025年 5月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 5月 7日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 5月 7日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	6,248,756,635
合計	6,248,756,635

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2025年 5月 7日現在]
1口当たり純資産額	5.4533円
(1万口当たり純資産額)	(54,533円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	トヨタ自動車	303,000	2,706.00	819,918,000	
	日本電信電話	4,356,100	152.10	662,562,810	
	伊藤忠商事	197,800	7,288.00	1,441,566,400	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	921,100	1,750.50	1,612,385,550	
	オリックス	294,400	2,860.00	841,984,000	
	円 小計	6,072,400		5,378,416,760	
アメリカドル	DEVON ENERGY CORP	180,316	30.59	5,515,866.44	
	EXPAND ENERGY CORP	51,416	108.51	5,579,150.16	
	SCHLUMBERGER LTD	96,087	33.58	3,226,601.46	
	WILLIAMS COS INC	278,254	58.70	16,333,509.80	
	DOW INC	117,083	28.80	3,371,990.40	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	119,985	79.20	9,502,812.00	
	AGCO CORP	87,939	94.35	8,297,044.65	
	EMERSON ELECTRIC CO	69,231	107.27	7,426,409.37	
	MASCO CORP	109,244	60.56	6,615,816.64	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	13,704	487.48	6,680,425.92	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	35,667	303.33	10,818,871.11	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	32,827	218.63	7,176,967.01	
	WARNER MUSIC GROUP CORP-CL A	250,834	30.60	7,675,520.40	
	KRAFT HEINZ CO/THE	235,466	28.40	6,687,234.40	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	119,243	67.51	8,050,094.93	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	91,322	174.08	15,897,333.76	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	341,495	47.57	16,244,917.15	
	JOHNSON & JOHNSON	32,546	154.47	5,027,380.62	
	BANK OF AMERICA CORP	188,136	40.84	7,683,474.24	
	FIRST HORIZON CORP	380,991	18.58	7,078,812.78	
	WELLS FARGO & CO	172,803	73.48	12,697,564.44	
	BLACKROCK INC	9,188	914.97	8,406,744.36	
	MICROSOFT CORP	61,427	433.31	26,616,933.37	
	ORACLE CORP	63,217	147.70	9,337,150.90	
	CORNING INC	162,700	44.76	7,282,452.00	
	T-MOBILE US INC	54,855	253.80	13,922,199.00	
	NEXTERA ENERGY INC	156,761	66.54	10,430,876.94	
SEMPRA	175,535	75.07	13,177,412.45		
BROADCOM INC	182,957	200.09	36,607,866.13		
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	12,409	622.99	7,730,682.91		
NXP SEMICONDUCTORS NV	37,855	182.41	6,905,130.55		
		3,921,493		318,005,246.29	

アメリカドル 小計				(45,484,290,376)
カナダドル	ROYAL BANK OF CANADA	53,000	165.45	8,768,850.00
カナダドル 小計		53,000		8,768,850.00 (910,469,695)
イギリスポンド	BP PLC	1,487,541	3.55	5,283,001.86
	GLENCORE PLC	1,952,456	2.47	4,837,209.74
	DIAGEO PLC	126,512	21.56	2,727,598.72
	ASTRAZENECA PLC	31,184	107.00	3,336,688.00
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	4,267,907	2.39	10,230,173.07
	SPECTRIS PLC	372,325	20.26	7,543,304.50
イギリスポンド 小計		8,237,925		33,957,975.89 (6,484,954,655)
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	91,465	92.92	8,498,927.80
	SANDOZ GROUP AG	180,060	36.89	6,642,413.40
スイスフラン 小計		271,525		15,141,341.20 (2,620,663,334)
香港ドル	PRADA S.P.A.	873,800	47.60	41,592,880.00
香港ドル 小計		873,800		41,592,880.00 (767,388,636)
ノルウェークローネ	NORSK HYDRO ASA	1,119,435	55.26	61,859,978.10
ノルウェークローネ 小計		1,119,435		61,859,978.10 (861,709,494)
ユーロ	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	134,645	47.37	6,378,133.65
	DANONE	80,663	74.74	6,028,752.62
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	319,158	21.88	6,983,177.04
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	912,622	10.50	9,582,531.00
	BAWAG GROUP AG	94,392	97.00	9,156,024.00
	AXA SA	186,100	40.93	7,617,073.00
	SAP SE	35,626	264.35	9,417,733.10
ユーロ 小計		1,763,206		55,163,424.41 (8,946,404,170)
合 計		22,312,784		71,454,297,120 (66,075,880,360)

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 31銘柄	100.00%	63.66%
カナダドル	株式 1銘柄	100.00%	1.27%

イギリスポンド	株式	6銘柄	100.00%	9.08%
スイスフラン	株式	2銘柄	100.00%	3.67%
香港ドル	株式	1銘柄	100.00%	1.07%
ノルウェークローネ	株式	1銘柄	100.00%	1.21%
ユーロ	株式	7銘柄	100.00%	12.52%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【グローバル株式インカム（毎月決算型）】

## 【純資産額計算書】

2025年 5月30日現在

（単位：円）

資産総額	4,745,865,257
負債総額	3,837,791
純資産総額（ - ）	4,742,027,466
発行済口数	3,405,596,572口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.3924
（10,000口当たり）	（13,924）

（参考）

グローバル株式インカム マザーファンド

## 純資産額計算書

2025年 5月30日現在

（単位：円）

資産総額	84,835,084,698
負債総額	4,400,000
純資産総額（ - ）	84,830,684,698
発行済口数	14,691,597,373口
1口当たり純資産価額（ / ）	5.7741
（10,000口当たり）	（57,741）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## （1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

## （3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

## （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

2025年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

###### 株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

###### 代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

###### 監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

###### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年5月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	804	42,062,421
追加型公社債投資信託	16	1,486,546
単位型株式投資信託	82	353,395
単位型公社債投資信託	42	101,651
合計	944	44,004,014

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示していましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### (1) 【貸借対照表】

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び預金	2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	2	1,485	2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	2,936	1	2,762
器具備品	1	1,531	1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,788	1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
<b>(負債の部)</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		807		474
<b>未払金</b>				
未払収益分配金		105		114
未払償還金		43		151
未払手数料	2	7,523		8,878

その他未払金	2	885	2	819
未払費用	2	8,611	2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
--	---------------------------------------	---------------------------------------

営業収益			
委託者報酬		98,635	114,618
投資顧問料		3,117	3,645
その他営業収益		148	2
営業収益合計		101,901	118,266
営業費用			
支払手数料	4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	-
営業費用合計		71,070	84,071
一般管理費			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
一般管理費合計		14,971	16,765
営業利益		15,859	17,429

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	54	107
受取利息	4	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料	4	214
その他	44	22

営業外収益合計		496		390
営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	3	20	3	18
固定資産売却損	2	65	2	6
減損損失		-	5	1,306
企業結合関連費用	6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	4	4,542	4	5,356
法人税等調整額		102		344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			5,171	5,171	5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金	
	その他利益剰余金	

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342		12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

## (2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

## 2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	-
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	-
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

## (損益計算書関係)

## 1.固定資産売却益の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	16百万円	-
計	16百万円	-

## 2.固定資産売却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

## 3.固定資産除却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	15百万円	-
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	-

電話加入権	-	15百万円
計	20百万円	18百万円

## 4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	-
受取利息	12百万円	-
受取賃貸料	152百万円	-
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

## 5. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

## 6. 企業結合関連費用

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## 7. 事業譲渡関連損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171百万円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,770百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

#### (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	-
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	-
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	-
資産計	24,303	24,303	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	-	-	-
金銭の信託	10,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	1
(2) 有価証券	700	700	-
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	-
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	-
資産計	49,805	49,803	1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

## (注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	-
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15	-	15
金銭の信託	-	10,500	-	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	-	13,788
資産計	2,014	22,288	-	24,303

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

## 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	700	-	700
金銭の信託	-	1,650	-	1,650

投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
現金及び預金	-	998	-	998
資産計	-	998	-	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939	7,241	301
	小計	6,939	7,241	301
合計		24,303	21,511	2,792

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円）を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
--	----	-------------------	---------------	---------

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,795	3,086	290
	小計	2,795	3,086	290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円）を含めております。

### 3. 売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（その他有価証券のその他31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
	3,582	百万円	3,652	百万円
退職給付債務の期首残高	3,582	百万円	3,652	百万円
勤務費用	182		180	
利息費用	39		47	
数理計算上の差異の 発生額	79		207	
退職給付の支払額	300		236	
過去勤務費用の発生額	-		-	
企業結合による影響額	226		-	

退職給付債務の期末残高	3,652	3,437
-------------	-------	-------

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 発生額	227	62
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	204	116
退職給付制度終了に伴う 調整額	-	8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	2,492	2,350
	242	332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	157	92
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	47	-
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 費用処理額	29	43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る 調整額	34	-
その他	2	0
確定給付制度に係る 退職給付費用	251	204

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	14	-
その他有価証券評価差額金	855	648
その他	5	1
繰延税金負債 合計	875	649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
期首残高	-	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	-
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	132 百万円	その他未払 金	105 百万円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	42 百万円	その他未払 金	43 百万円
						経営管理	経営管理手 数料 (注4)	508 百万円		
						役員の兼任				

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  投資の助言  役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)  投資助言料(注2)	5,310 百万円  451 百万円	未払手数料  未払費用	952 百万円  237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)  コーラブル預金の預入(注3)	4,747 百万円  1,000 百万円	未払手数料  現金及び預金	1,115 百万円  1,000 百万円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	--------------	-------	--------------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2024年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	72,216 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,735 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東京スター銀行	26,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社豊和銀行	13,495 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
島大証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニューズ証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
m o o m o o 証券株式会社	8,625 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

## 3【資本関係】

該当ありません。(2025年5月末現在)

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年12月20日	臨時報告書
2025年 2月 6日	有価証券届出書
2025年 2月 6日	有価証券報告書
2025年 3月21日	臨時報告書
2025年 4月28日	有価証券届出書の訂正届出書
2025年 4月28日	有価証券報告書の訂正報告書

# 独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見 将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月16日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル株式インカム（毎月決算型）の2024年11月8日から2025年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル株式インカム（毎月決算型）の2025年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。